

令和7年度 固定資産税の特例の改正事項

○令和7年度固定資産税の特例措置の適用を受けるには、[先端設備等導入計画の新規申請時に賃上げ方針を位置付ける必要があります。](#)また、令和7年度以降に計画の変更申請を行う場合であっても、当該計画の新規申請時に賃上げ方針を位置付けていなければ税制支援措置の適用対象となりません。

●主な改正点（改正箇所は赤枠）

項目	現行	改正後
特例率・期間	賃上げ方針無し：3年間、課税標準を1／2に軽減	賃上げ方針無し：固定資産税の特例措置無し
	1.5％以上の賃上げ方針有り： ①令和6年3月31日までに取得した設備 5年間、課税標準を1／3に軽減 ②令和6年4月1日～令和7年3月31日の間に取得した設備 4年間、課税標準を1／3に軽減	1.5％以上の賃上げ方針有り： 3年間、課税標準を1／2に軽減 3％以上の賃上げ方針有り： 5年間、課税標準を1／4に軽減 ※令和9年3月31日までに取得した設備
設備の要件	年平均の投資利益率が5％以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備	年平均の投資利益率が5％以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
賃上げ表明の変更	変更申請時の賃上げ表明は行えない	新規申請時に賃上げ方針を位置付けていれば、変更申請時にも賃上げ表明を行うことが可能